

山梨県公立高等学校等入学者選抜（甲陵高校を除く）に係る 新型コロナウイルス感染症に対応した受検実施のガイドライン

令和4年12月16日改訂
山梨県教育委員会

1 検査会場の衛生管理体制等の構築

各高等学校等は、検査会場において、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、検査当日、検査等終了後の3つの時点ごとに分類し、それぞれの段階で実施すること。

(1) 事前の準備

① 検査室や面接室における座席間の距離の確保

検査室における座席間の距離は、実施する人数や机・椅子等の配置を工夫するなどして、原則として1メートル程度を確保すること。

面接室における受検生同士及び面接員との座席間の距離は、実施する人数や椅子等の配置を工夫するなどして、2メートル以上を確保すること。

また、個性表現検査においても、受検生同士及び検査員との距離は、2メートル以上を確保して実施すること。

※座席間の距離については、今後、感染状況に変化があった場合、中学校、高等学校等に別途通知する。

② 別室の確保

下痢、嘔吐等の体調不良の受検生のために準備している別室等に加え、新たに無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者の別室を設けること。これらの別室においては、2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。

* 1 本ガイドラインにおける濃厚接触者とは、発症日（無症状の場合は検体採取日）2日前より、感染者と同居あるいは長時間の接触、または、手で触れることが出来る距離（1m程度以内）で必要な感染予防策なし（マスクを着用していない）で15分以上の接触のあった者

無症状の濃厚接触者の対応については、下記（2）の④を参照

* 2 本ガイドラインにおける感染リスクが高い者とは、濃厚接触者に相当する者として、下記の例を参考に学校において判断する。

（例）○手が触れる距離（約1m以内）で、15分以上の接触があった者

○陽性者の飛沫（くしゃみ、咳、つば等）に直接接触した可能性の高い者

○換気が不十分な空間で接触があった者（時間の長さに関係なく）

無症状の感染リスクが高い者の対応については、下記（2）の④を参照

③ 検査会場の清掃と消毒

検査前日に検査会場内の清掃を徹底すること。特に、廊下及び階段の手すり、検査室等の机の天板や椅子の座面、背もたれ、トイレなど、受検生の触れる可能性のある箇所については、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。

④ マスク等、速乾性アルコール製剤の準備

検査会場内におけるマスク等の着用を徹底し、未所持者にはマスク等の提供を行うこと。また、検査会場の入口や受付、各検査室の入口付近に速乾性アルコール製剤を配置し、手指消毒を徹底すること。

⑤ 検査会場・検査室への入退場方法の検討

検査会場の建物内へは、一定間隔を空けて入場させるなど、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。体育館等に受検生を集合させる場合は、受検生同士の距離を2メートル程度確保し、換気に注意を払うこと。検査室への入場開始時間を早めて検査開始までの時間に余裕をもたせること。

受検生の下足は、在校生の下足箱を使用せず、持参の下足袋に入れ私物とともに携行させること。

検査終了時には、混雑を避けるため各検査室からの一斉退出を避け、あらかじめ検査室ごと又は検査室内の列ごとなど、退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させるなどの工夫を行うこと。

⑥ トイレの使用

トイレ入口には、マーキング等を行い、受検生の間隔を1メートル以上とらせるとともに、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。

なお、トイレ内については換気に注意を払うこと。

また、受検生が混雑を避けてトイレを利用したことにより、次の検査問題の配付時刻までに間に合わない場合には、その状況等により、適宜、検査開始時刻を繰り下げるなどの対応をとること。

⑦ 引率教員等の控室の設置

引率教員や保護者については、個人情報の取扱いに十分に注意しながら、来校者の氏名や連絡先などを把握すること。また、控室の環境については、検査室と同等の感染防止対策を講じること。

⑧ 監督者等の体調管理等

当日の検査業務に携わる可能性のあるすべての教職員については、毎朝の検温や健康観察を継続して行い、検査の7日前からは、検温の結果や体調に異常があった場合、管理職に速やかに報告すること。

また、体調不良などを訴える者がいた場合に備え、事務室職員を含め、代替の監督者等を確保しておくこと。

⑨ 監督者等の感染対策

「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスク等の着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「学校の新しい生活様式」を実践すること。特に検査の14日前からは、感染リスクが高まる「5つの場面」（飲食を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面）を回避するよう十分に留意すること。

また、各自の判断においてインフルエンザワクチンその他の予防接種を受けて

おくことが望ましい。

⑩ 校医の配置

検査当日は、原則として校医の常駐を求めること。特に、受付から検査開始の時刻までは必ず常駐を求め、その後、校医の事情により常駐できない場合があっても、直ちに対応できる体制を確保しておくこと。

⑪ 検査会場において感染者が発生した時の対応

検査前日までに、検査会場となる高等学校等で感染者が発生した場合には、県教育委員会は、高等学校等及び保健所と相談の上、検査実施の可否を判断する。

※消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm (25mg/L) 以上の亜塩素酸水消毒液を使用して、感染者の触れた可能性のある箇所に対して、拭き取りによる消毒を十分に行うことにより、検査会場として使用が可能である。

検査に際して監督者などが不足し、入学者選抜事務に支障が生じる場合、高等学校等は、速やかに県教育委員会に対し、教育委員会事務局等の職員の派遣を要請すること。

(2) 検査当日

① 受付時の対応

受付前に手指消毒を行うことやマスク等を着用すること、マスク等がない場合は提供することなどを記載した案内を掲示すること。また、検査中も含めて体調が悪くなった場合は、速やかに申し出るように促すこと。

新型コロナウイルスの特性として熱の高低での識別が難しいこと、検温実施のために密空間が生じるおそれがあることなどから、非接触体温計などによる検温は行わないこと。

但し、無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者のための受付場所を各々別途設け、無症状であることを確認するため検温を行った後、検査場所である別室に誘導すること。

② 受検生のマスク等着用の徹底

検査会場内では、原則としてマスク等の着用を徹底させること（但し、本人確認及び面接、昼食時を除く）。

監督者等についても同様とする。

③ 検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を徹底すること。

監督者等についても同様とする。

④ 無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者への対応

以下の一定の要件を満たす場合、無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者の受検を認めること。

受検が可能となる一定の要件

i) 受検当日も無症状であること

※ 無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者が受検を希望するときは、無症状の濃厚接触者等受検申請書（別紙様式1）に必要事項を記載し速やかに中学校長へ提出すること。中学校長は、原則として、検査前日の午後5時までに志願先高等学校長へ提出すること。高等学校長は、速やかにその内容を確認し、所要の事項を記入したうえで、無症状の濃厚接触者等受検承認書を交付すること。

なお、午後5時以降に、無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者であることが判明した場合には、電話等により速やかに中学校を経由して、受検を希望することを高等学校へ申し出ること。申し出を受けた高等学校は、中学校を経由して検査当日の受付時間及び受付場所を連絡すること。無症状の濃厚接触者等受検申請書（別紙様式1）に係る手続きは、検査当日に受検生が受検を希望する高等学校長へ提出することにより行うこと。

ii) 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

iii) 終日、別室で受検すること

※受検生は、別途設ける受付場所において、無症状の濃厚接触者等受検承認書を提示し、志願先高等学校の指示に従い、終日、別室で受検すること。

⑤ 無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者が受検する場合の感染対策

④の定めるところにより、無症状の濃厚接触者及び無症状の感染リスクが高い者の受検を認める場合には、以下の対策を講じること。

i) 建物内において、別室の検査会場まで他の受検生と接触しない動線を確保すること

ii) 別室では受検生の座席間隔を2メートル以上確保すること

iii) 受検生と監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること

iv) 受検生も監督者も昼食時を除き、マスク等を着用するとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

また、各高等学校は、それぞれの別室の配置や受検生及び監督者の動線など、上記のi)～iii)について講じる対策の計画を記載した図面を、検査の1週間前までに県教育委員会へ提出すること。

⑥ 受付後及び検査開始後に発熱等の体調不良の申し出があった受検生への対応

受付後及び検査開始後に、発熱等の体調不良の申し出があった受検生については、速やかに保健室に移動させ、校医等により、症状について確認を行い、必要に応じて処置等を講じること。また高等学校長は、受検生の意思を確認し、学校医等からの助言を受け、本ガイドラインP.7の健康状態チェックリストにより、受検継続についての判断を行い、帰宅させる場合は、追検査受検の意思について確認する。

⑦ 体調不良を訴えた監督者等への対応

当日の検査業務に携わる監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、代替の監督者等と交代すること。

⑧ 換気の実施

県立学校のすべての普通教室に設置されている空調換気扇を常時運転させるとともに、検査時間中は、30分に1回以上数分間程度、ドア（廊下側の出入口の2ヶ所）を開放し、休憩時間においては、できるだけすべての窓やドアを可能な限り長く、少なくとも10分程度以上開放するなどして、換気を十分に行うこと。

換気により室温を保つことが困難な場面が想定されることから、室温低下による健康被害が生じないように、膝掛けの使用、上着の着用等を認めること。但し、不正を疑わせる不要な記載があるものは禁止する。

⑨ 昼食時の対応

昼食時の受検生同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、以下の内容を校内放送等で指示するとともに、巡回等により指導すること。

- i) 受検生は、自席で前を向いて食事をとること
- ii) 昼食後は、速やかにマスク等を着用すること
- iii) 他者との接触、会話を極力控えること
- iv) 昼食等によって生じるゴミは持ち帰ること

(3) 検査等終了後

① 監督者等の健康観察

検査当日に検査業務に携わった監督者等に体調不良などを訴える者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診などの対応をすること。

② 検査会場の清掃と消毒

検査等終了後は、特に、廊下及び階段の手すり、検査室等の机の天板や椅子の座面、背もたれ、トイレなど、受検生の触れた可能性のある箇所については、次亜塩素酸ナトリウム（いわゆる塩素系漂白剤）、アルコール消毒液を使用した拭き取りを行うこと（界面活性剤（いわゆる住宅用・台所用洗剤）でも効果が期待できる。）。

③ 保健所等の関係機関への協力

検査等終了後（検査当日を含む）に、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した受検生や監督者等がいた場合には、当該検査会場の学校は、必要に応じて保健所等の関係機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

2 受検生に対する要請事項

検査会場における感染を防止し、受検生自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、県教育委員会は、別添「山梨県公立高等学校等入学者選抜（甲陵高校を除く）における新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策への協力について」をあらかじめ各中学校等を通じて受検生及び保護者に要請するものとする。

中学校等は、上記の別添資料をあらかじめ受検生とその保護者に配付すること。

3 入学許可予定者の発表以降の対応について

(1) 入学許可予定者の発表の方法

- ① 入学許可予定者の発表時における感染を防止するため、校内の掲示による発表は実施せず、次の方法により発表すること。
 - i) 各高等学校等のホームページへ入学許可予定者の受検番号を掲載
 - ii) 同日付で入学許可予定者に郵送により通知

- ② 入学許可予定者の発表に当たっては、各高等学校等の公式ホームページへの掲載の他、別途公式ブログ、フェイスブック等を運用している場合、積極的に活用すること。

(2) 口頭による検査結果の開示請求

- ① 口頭による検査結果の開示時における感染を防止するため、開示を行う部屋及び開示の待ち合いとなる部屋や廊下等においては、あらかじめ清掃を行い、当日は換気を徹底するなどの措置を講ずること。

開示の際、受検生と開示担当の教職員の距離は、1メートル以上確保すること。

また、開示を待つ受検生同士の距離は1メートル程度確保すること。

- ② 入学許可予定者の発表から再募集検査の間は、再募集検査を希望する受検生の開示を優先し、入学許可予定者等の開示は、できるだけ再募集検査の翌日以降とすること。

4 特別支援学校高等部等入学者選抜における対応について

特別支援学校においては、上記1～3を原則とするが、基礎疾患等のある受検生がいるなど、各校の状況が異なることから、学校長が適切に判断する。

